

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢一丁目1番15号
チ ム ニ 一 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長 和 泉 學

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月22日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 清澄
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席をいただくことが可能です。ただし代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chimney.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益向上や雇用情勢の回復が賃上げ気運につながるなど、緩やかな回復基調が見受けられました。その反面、円安による輸入原材料価格の上昇やそれに伴う物価の上昇等を受けた実質所得の伸び悩みや、中国を発端とする海外経済の下振れリスクなど、不透明感が残る状況が続いております。

外食産業におきましては、中食など他業態を含めた企業間の顧客獲得競争は激しさを増しており、当業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移しております。

このような環境のもと、当社グループは、お客様に価値ある商品を提供するため、居酒屋本来の機能に原点回帰しつつ、六次産業と地産地消・地産全消の推進を継続しております。島根県の大田・大社で漁業権・漁船を活用し、鮮魚の直接調達を進めました。旬の産直型メニューで独自性を高め、差異化した店舗展開を進めるため、水産物の仕入先を70社超まで拡大致しました。今後は100社まで広げ、漁港直送体制をさらに充実させる予定です。

飲食事業におきましては、主力ブランドの海鮮居酒屋「はなの舞」では、産地として根強い人気の北海道食材を中心に取り揃えた「北海道直送花の舞」業態を、「さかなや道場」「豊丸水産」では、牡蠣・イカという専門食材をより強く打ち出した「産直牡蠣・イカ」業態を展開し、付加価値の向上に努めました。また、肉をメインとした業態「STEAKチムニー」を新しく開発し、11月1日に東京都江東区木場に1号店を、12月11日に同荒川区南千住に2号店をオープン致しました。

店舗開発におきましては、山陰・山陽・四国地方への出店を強化した一方で、業態転換や閉店による店舗の見直しも積極的に実施致しました。

増加の一途をたどる訪日外国人のお客様に、日本全国の各店舗で、日本料理と伝統文化の複合価値をご提供し、来店客数の増加を実現致しました。

コントラクト事業（特定の施設内における食堂受託事業）におきましては、お客様アンケートよりいただいたニーズを愚直にメニュー構成に反映させるべく取り組み、お客様満足度の向上に努めております。

店舗数につきましては、当社におきまして直営店の新規出店が28店舗（9店舗の退店）、フランチャイズへの建売が8店舗（フランチャイズ店から直営店への切り替えが8店舗）あったことにより、当連結会計年度末の飲食事業直営店の店舗

数は326店舗（前期末307店舗）となりました。コントラクト店につきましては、新規出店が3店舗（9店舗の退店）あったことにより、当連結会計年度末のコントラクト店の店舗数は94店舗（前期末100店舗）となりました。また、フランチャイズ店は新規出店が7店舗（12店舗の退店）、直営店からの転換が8店舗（直営店への切り替えが8店舗）あったことにより、当連結会計年度末のフランチャイズ店の店舗数は295店舗（前期末300店舗）となりました。さらに連結子会社におきましては、当連結会計年度末における株式会社社紅フーズコーポレーションの店舗は18店舗、めっちゃ魚が好き株式会社は14店舗であり、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は747店舗、当社の店舗数は715店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高47,786百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益3,629百万円（前年同期比5.8%増）、経常利益3,702百万円（前年同期比6.3%増）、当期純利益1,968百万円（前年同期比9.6%増）となりました。

(2) 資金調達についての状況

①資金調達

当連結会計年度中において金融機関から500百万円借入れ、3,581百万円の返済を行い、連結会計年度末において、金融機関からの借入金残高はありません。また、リース会社に対する債務はリース残高が590百万円、割賦残高が1,998百万円となっております。

②設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、1,993百万円で新規出店及び改装、業態転換等の内装、厨房等の設備投資であります。なお、設備投資額には、差入保証金356百万円が含まれております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 平成24年度	第 6 期 平成25年度	第 7 期 平成26年度	第 8 期 平成27年度
売 上 高 (千円)	—	—	46,564,013	47,786,687
経 常 利 益 (千円)	—	—	3,482,677	3,702,191
当 期 純 利 益 (千円)	—	—	1,796,356	1,968,563
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	95.11	103.41
総 資 産 (千円)	—	—	31,166,502	27,929,163
純 資 産 (千円)	—	—	12,819,559	13,826,550
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	—	—	675.17	727.71

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 平成24年度	第 6 期 平成25年度	第 7 期 平成26年度	第 8 期 平成27年度
売 上 高 (千円)	41,995,850	44,055,508	45,026,129	45,956,171
経 常 利 益 (千円)	3,297,771	3,205,739	3,443,258	3,628,784
当 期 純 利 益 (千円)	1,263,261	1,431,379	1,777,654	1,927,297
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	62.20	75.22	94.12	101.24
総 資 産 (千円)	30,182,976	29,572,110	30,869,559	27,563,303
純 資 産 (千円)	10,797,373	11,316,051	12,810,946	13,763,456
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	558.26	601.58	674.88	724.57

(注) 1. 平成24年6月15日に自己株式の取得及び消却を実施

2. 平成24年8月6日に自己株式の取得を実施

3. 平成24年10月1日に普通株式1株につき100株の株式分割を実施

4. 平成24年12月14日に公募増資及び自己株式の売却を実施

5. 平成25年5月15日から平成25年6月28日において自己株式の取得を実施

6. 平成27年5月20日から平成27年8月24日において、自己株式の取得を実施

7. 当社グループは、第7期より連結財務諸表を作成しているため、

「①企業集団の財産及び損益の状況」の第5期及び第6期は記載しておりません。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループの属する外食産業におきましては、企業間競争はますます激化しております。今後もこの傾向は、継続すると考えられます。当社といたしましては、お客様のニーズを今まで以上のスピードで察知するとともに、社会環境の変化や市場動向の様々な角度からの分析や情報の収集、綿密な検討をおこない、出店計画、商品政策、内部組織の充実を進め、安定的な利益確保ができる磐石な体制を作ることが、大きな課題であると認識しております。

このような状況のもと、対処すべき課題として次の内容に取り組み、更なる業績の拡大を図ってまいります。

① 「安全」「安心」の提供

当社におきましては、仕入食材の品質の管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階における衛生管理と各段階において厳しい基準を設けて安全の確保をおこなっております。また、店舗における衛生管理も厳しい基準を設け、そのチェックができる体制も整えております。今後も、「安全」「安心」を常にお客様に提供し、より多くのお客様にご来店いただけるサービス提供をおこなってまいります。

② 人材採用力、人材教育体制の強化

人を介するサービス業において「人材の育成に勝るものなし」の思いのもと、「志」「技術」「情熱」を持てる人材教育を目指しております。お客様に満足いただけるおもてなしや、訓練された調理技術を通じ、お客様を迎えられる十分な体制を常に店舗で維持できるよう人材教育を進めております。また、優秀な人材は、客数の増加や業務効率化の推進等、業績向上の大きな要因となっております。そのため、各従業員のスキルに応じたカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

採用については、全国主要都市への展開に伴う知名度の向上や採用拠点の増加等により、採用体制を継続して整えております。

③ 店舗網拡大の推進

計画的な出店戦略、視認性の高い外観や地域の文化を取り入れた内観などお客様に支持される店舗設計を進めてまいります。既存店の改装や修繕を年間約60店舗実施し、常に清潔感と居心地の良さを体感いただける店舗を全国各地で運営することにより、安定かつ継続的な成長を続けてまいります。

④ 新業態の開発と育成

当社グループは、「はなの舞」「さかなや道場」を中心に展開しております。「はなの舞」は、1号店の出店以来20年にわたり、お客様の嗜好にあわせ常に変化し続けており、「北海道直送 はなの舞」など地域商品に特化した店舗を並行展開しております。また、それに続く業態の確立も重要であると認識しており、お客様のニーズにあった新業態の育成に取り組んでおります。平成25年より「軍鶏農場」「豊丸水産」の2業態を展開しております。「軍鶏農場」では、希少な軍鶏を各地の生産者と連携し、仕入を実施しております。「豊丸水産」では肉と魚の両方をテーブルでお客様自身が焼いて楽しんでいただける業態です。平成27年には、肉業態「STEAKチムニー」をオープン致しました。引き続き今後も更なる進化と深化を重ね、新業態の開発と確立に努め、お客様のニーズにあった展開を進めてまいります。

⑤ 居酒屋に続く主力業種の確立

当社グループは、居酒屋の運営を中心に成長を続けております。しかしながら、外食を取り巻く環境におきましては、少子高齢化が進むとともに、国内人口の減少、またお客様のニーズの多様化等、厳しい環境であり、そのような環境のもと、新たな主力となりうる事業の確立が必要であると考えております。このようななか、官公庁や病院内の店舗の運営を中心としたコントラクト事業店舗は平成27年12月末現在で94店舗展開しております。今後も、当社の培ってきた飲食業のノウハウを最大限に活かすことができる新たな事業を構築してまいります。

⑥ M&Aについて

当社グループは、平成24年2月に株式会社升屋から店舗の事業譲渡を受け、また平成24年6月に株式会社紅フーズコーポレーションの全株式を取得し、平成25年8月に子会社新業態準備株式会社(現 めっちゃ魚が好き株式会社)が、Eオーナーズフード株式会社から店舗の事業譲渡を受け、M&Aによる新たな店舗ブランドとその店舗を取得してきました。今後におきましても、事業拡大加速のひとつの手段として、売上及び収益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性があるかと判断された事業譲渡や企業買収の案件につきましては検討してまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,805,000株（自己株式を除いた出資比率51.6%）を保有しています。

当社は親会社から主として酒類等の仕入れを行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コントラクト事業	給食及び施設内での飲食店の運営
その他	通信販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 主要な営業所

イ. 当社

本 社 東京都墨田区横網一丁目3番20号
 物流 セ ン ター 埼玉県さいたま市緑区高畑542

店舗数の推移

業 態	平成24年12月期		平成25年12月期		平成26年12月期		平成27年12月期	
はなの舞	363	(186)	365	(186)	327	(148)	298	(131)
団 欒 炎	8	(2)	6	(1)	6	(0)	6	(1)
こだわりやま	45	(2)	44	(2)	40	(1)	37	(1)
さかなや道場	129	(96)	123	(87)	131	(84)	172	(117)
龍馬 軍鶏農場	—	—	13	(13)	30	(29)	22	(21)
豊丸水産	—	—	10	(10)	41	(40)	49	(48)
チムニー	12	0	10	(0)	7	(0)	7	(0)
升屋	11	(4)	10	(4)	6	(2)	4	(2)
コントラクト	97	(97)	98	(98)	100	(100)	94	(94)
他業態	22	(6)	21	(6)	19	(3)	26	(5)
合計	687	(393)	700	(407)	707	(407)	715	(420)

(注) () 内は直営店

ロ. 子会社

魚鮮水産株式会社 愛媛県八幡浜市向灘2453番地
 株式会社紅フーズコーポレーション 東京都墨田区横網一丁目3番20号
 めっちゃ魚が好き株式会社 大阪府大阪市中央区本町四丁目6番20号

店舗数の推移

業 態	平成24年12月期		平成25年12月期		平成26年12月期		平成27年12月期	
(株)紅フーズ コーポレーション	—	—	—	—	15	(15)	18	(18)
めっちゃ魚が好き(株)	—	—	—	—	12	(12)	14	(14)

(注) () 内は直営店

当社グループは、平成26年12月期より連結財務諸表を作成しているため、平成25年12月期以前の連結子会社の店舗数につきましては、記載を省略しております。

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減
社 員	1,085 ^名	33 ^名
パートタイマー	3,950	150
合 計	5,035	183

ロ. 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
社 員	1,015 ^名	25 ^名	才 37 ヶ月 8	年 4 ヶ月 1
パートタイマー	3,829	151	-	-
合 計	4,844	176	-	-

- (注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間/月換算により算出しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,340,800株 |
| (3) 株主数 | 11,419名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や ま や	9,805,000株	51.61%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,759,700株	9.26%
加 藤 産 業 株 式 会 社	1,000,000株	5.26%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000,000株	5.26%
和 泉 學	633,400株	3.33%
株 式 会 社 N S K	300,000株	1.57%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	124,028株	0.65%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 2	123,900株	0.65%
チ ム ニ ー 社 員 持 株 会	122,000株	0.64%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 1	106,000株	0.55%

※持株比率は発行済株式総数から平成27年12月31日現在の株主名簿上の自己株式(345,700株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

ストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 26名 ※監査役及び社外取締役には付与されておりません。
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 980,000 株
付与日	平成22年12月3日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成24年12月2日～平成32年12月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2. 平成24年10月1日付株式分割（株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ① 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権の質入等の処分は認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年12月31日現在)

会社の地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	和 泉 學	執行役員
取 締 役	小 林 巧	常務執行役員関連事業担当兼関連企業部長兼海外プロジェクト担当 株式会社紅フーズコーポレーション代表取締役 めっちゃ魚が好き株式会社代表取締役
取 締 役	根 本 博 史	常務執行役員直営営業担当
取 締 役 相 談 役	山 内 英 靖	株式会社やまや 代表取締役 やまや商流株式会社 取締役
取 締 役	荻 野 大 輔	執行役員経営管理担当兼経営企画部長
取 締 役	吉 成 章 博	執行役員FC事業部長
取 締 役	伊 藤 浩 之	執行役員商品部長
取 締 役	佐 藤 浩 也	株式会社やまや 取締役専務執行役員営業部長 やまや商流株式会社 取締役
取 締 役	梅 林 啓	弁護士
取 締 役	星 名 光 男	株式会社やまや 取締役 株式会社ノジマ 取締役 株式会社アベルネット 取締役
常 勤 監 査 役	中 原 慎 一	
監 査 役	三 浦 千 春	株式会社やまや 常務執行役員総務部長
監 査 役	越 仲 信 雄	税理士

- (注) 1. 取締役のうち山内英靖氏、佐藤浩也氏、梅林啓氏及び星名光男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
当社は、梅林啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 監査役のうち中原慎一氏、三浦千春氏及び越仲信雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
当社は、中原慎一氏及び越仲信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度における取締役の異動は次のとおりです。
平成27年3月25日開催の第7期定時株主総会において、伊藤浩之氏、佐藤浩也氏、梅林啓氏及び星名光男氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 株式会社やまやは当社の親会社であります。また、やまや商流株式会社は株式会社やまやの子会社であります。
6. 株式会社紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き株式会社は当社の子会社であります。

(2) 事業年度中に退任した監査役は次のとおりです。

退任時の地位	氏 名	退 任 事 由	退 任 日
監 査 役	猪 股 哲 美	辞 任	平成27年3月25日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	69,056千円
監 査 役	3名	11,570千円
合 計	11名	80,626千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成22年7月22日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成22年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 社外役員の報酬

	支給人数	報酬等の額	親会社又は 当該親会社 の子会社からの 役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	6 名	13,320千円	48,550千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先

地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
取締役	山内英靖	株式会社やまや やまや商流株式会社	代表取締役社長 取締役
取締役	佐藤浩也	株式会社やまや やまや商流株式会社	取締役専務執行役員 営業部長 取締役
取締役	梅林啓		
取締役	星名光男	株式会社やまや	取締役
監査役	中原慎一		
監査役	三浦千春	株式会社やまや	常務執行役員総務部長
監査役	越仲信雄		

② 事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
取締役	山内英靖	16回/17回	-	事業会社での経験により培ってきた企業経営全般に関する知識と識見に基づいた発言を行っております。
取締役	佐藤浩也	13回/13回	-	小売業経営者としての専門的観点、豊富なビジネス経験から意見を述べるなど、当社の経営全般について発言を行っております。
取締役	梅林啓	13回/13回	-	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	星名光男	13回/13回	-	流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い識見に基づき当社の経営全般、コンプライアンスについて積極的に発言を行っております。
監査役	中原慎一	17回/17回	12回/12回	各事業場への実地調査を行う等、各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において監査役としての提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言を行っております。

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
監査役	三浦千春	17回/17回	12回/12回	会社役員としての経験及び知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	越仲信雄	17回/17回	12回/12回	税理士としての会計税務に関する経験知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が（1回）ありました。
2. 取締役佐藤浩也氏、取締役梅林啓氏、取締役星名光男氏につきましては、当事業年度に開催された取締役会のうち、平成27年3月25日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,300千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【体制】

当社は会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次の通り決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理憲章を経営最高責任者より繰り返し全役職員に伝達し、法令遵守及び社会倫理の遵守を当社企業活動の前提とすることを徹底します。

② コンプライアンスを所管する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めます。さらに、業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、各業務執行部門から独立した代表取締役直属の機関として内部監査室を設置し、内部監査を行っています。

各部または室を統括する役員は固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化し、その上でコンプライアンス上の重要な問題については直ちに監査役に報告するとともに、執行役員会に於いて審議し、その結果を取締役に報告をおこないます。

③ 全役職員に於いてコンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務を統括する部長に報告を行います。また、全役職員が直接報告することを可能とするホットラインを設置し、報告・通報を受けた総務を統括する部長はその内容を直ちに調査し、必要な措置を担当部門と協議の上コンプライアンス担当役員に報告し指示を受け、全社的に再発防止策若しくは予防策を実施します。

④ 職員の法令・定款違反行為に関しては、就業規則に従い、人事部長をして懲戒委員会を開かさしめ、同委員会において処分を求め、役員の場合は、別に設ける委員会において取締役会に具体的な処分を答申します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は当社取締役会規程、内部情報管理規程、文書取扱規程等に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体に記録、保存、管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。なお、文書取扱規程の改定等の事項に関しては、当社執行役員会より監査役にその内容を答申します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程を定め、規定された危機管理委員会を設置し、リスクを適切に管理する体制の整備に努めています。また、危機管理担当役員を統括責任者として、総務を統括する部長が当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理を行います。新たに発生したリスクに関しては、総務を統括する部長が執行役員会に答申し、速やかに担当部署を決定します。さらに、内部監査室に於いて各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を必要に応じて総務を統括する部長に報告し、その改善策については、執行役員会経由取締役会に於いて審議、決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

以下の各号に定める内容において、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

- ① 組織規程及び職務権限規程に基づき意思決定ルールの整備策定
- ② 執行役員制度により、業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化の実現
- ③ 月に1回開催される取締役会及び経営会議並びに週に1回開催される執行役員会において月次業績に関する改善策の効率的実施
- ④ 現在実施している取締役会による事業部門毎の業績目標と予算の設定に関する事項に関してさらに整備を進め、IT（情報技術）を活用した月次・四半期業績管理業務のさらなる精度の向上

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の統制を行っております。子会社の重要な事項については、当社の執行役員会及び取締役会に報告がなされ、案件により当社での決裁等がなされる体制が整備されております。また、子会社の取締役等の職務執行に係るその他事項については、当社の子会社担当部署及び子会社担当取締役が、定期的及び必要に応じて報告を受ける体制となっております。

危機管理においては、「危機管理規程」を定め、グループ一体となった損失の危機管理体制を構築しております。また、当社の内部監査室は、子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期ごとの会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める体制となっております。

子会社の取締役等の職務の執行においては、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的及び必要に応じて報告を受けるとともに、子会社の重要な決定については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の執行役員会及び取締役会への報告又は付議を行うこと等により、子会社の職務の執行の効率を確保しております。

子会社各社には、取締役又は監査役として当社の取締役又は使用人を派遣し、取締役は当該子会社の職務執行を監督し、監査役は当該子会社の業務執行状況を監査することとしております。また、当社の内部監査室は、子会社に対して定期的に業務監査を行い、適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行っております。

- (6) フランチャイズ店舗（以下、FC店舗という）における業務の適正を確保する体制
- ① FC店舗における内部統制の構築に関しては、当社FC事業部担当役員がこれを担当し、内部統制に関する固有の問題について、総務を統括する部長へ答申し、協議並びに情報の共有化を図り、その改善については、執行役員会若しくは取締役会にて決定し、その指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の整備を進めます。
 - ② 内部監査室は、FC店舗における内部統制に関する固有の問題について改善が必要な場合には、その内容をFC事業部担当役員並びに総務を統括する部長に報告し、FC事業部は当該改善策の指導、実施の支援・助言を行うとともにその体制の整備を進めます。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 必要に応じて、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフとして、各業務執行部門から独立した当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務します。監査役は、監査役スタッフを兼務する当該使用人の人事異動について、事前に当社の人事を担当する役員から報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を附して当該人事異動について変更を申し入れることができますものとします。監査役スタッフを兼務する当該使用人は、監査役スタッフとしての職務の範囲内においては当社の監査役の指揮命令に従うものとします。また、監査役スタッフを兼務する当該使用人を懲戒に附する場合は、人事を担当する役員はあらかじめ監査役の承諾を得るものとします。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役に報告すべき事項を定める規程を監査役と協議の上制定し、取締役は、以下の各号に定める事項を報告するものとします。
 - 1) 執行役員会で決議された事項
 - 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3) 月次の経営状況における重要な事項
 - 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 5) 重大な法令・定款違反
 - 6) コンプライアンスホットラインの通報状況及びその内容
 - 7) 前各号に定めるほか、コンプライアンスに関する重要な事項

- ② 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができるものとします。
 - ③ 当社の監査役は、内部監査室からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど緊密に連携を保つとともに、必要に応じていつでも取締役及び使用人に対して報告を求めるものとします。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は公益通報の取扱いに関する規程において(8)の報告した者が、同規程に定められた内部通報を利用し、又は、同規程に定められた事実関係の調査に協力したことを理由として(8)の報告をした者に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないことを定めます。
 - ② 当社は公益通報の取扱いに関する規程において(8)の報告をした者が、同規程に定められた内部通報を利用し、又は、同規程に定められた事実関係の調査に協力したことを理由として(8)の報告をした者の職場環境が悪化することのないように適切な措置をとります。
 - ③ (8)の報告をした者に対して不利益な取り扱い、嫌がらせ等を行った取締役及び使用人がいた場合に、(8)の報告をした者は、コンプライアンスホットラインの窓口がある総務部を通じて当社の常勤監査役に対し、当該取締役及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるよう請求することができ、これを受けた当該監査役は当該取締役及び使用人に対し、適切かつ必要な措置を講ずるものとします。
- (10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- 監査役に対して、必要に応じ独自に顧問弁護士を雇用し、若しくは専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。
- (11) 監査役の職務執行によって生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い、または債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理します。

【運用状況の概要】

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。併せてコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、収益力を強化し将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保するとともに、事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を6月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	[8,284,011]	[流動負債]	[9,860,522]
現金及び預金	5,679,081	買掛金	3,910,737
売掛金	495,967	F C 債	678,418
F C 債	472,751	設備関係未払金	870,763
商貯蔵品	401,867	リース債	215,864
繰延税金資産	9,255	未払法人税等	2,219,772
その他の当金	281,356	賞与引当金	768,454
貸倒引当金	1,083,773	役員賞与引当金	84,198
[固定資産]	[19,645,152]	資産除去債務	24,500
(有形固定資産)	(5,758,627)	その他の	130,261
建物及び構築物	4,841,311	[固定負債]	[4,242,090]
船舶及び車両運搬具	1,456	長期設備関係未払金	1,128,044
リース資産	562,708	リース債	374,249
建設仮勘定	8,054	退職給付に係る負債	146,182
その他の	345,097	資産除去債務	818,199
(無形固定資産)	(6,678,471)	預り保証金	1,724,817
のれん	6,636,719	その他の	50,596
その他の	41,752	負債合計	14,102,612
(投資その他の資産)	(7,208,052)	純資産の部	
投資有価証券	118,360	[株主資本]	[13,791,057]
繰延税金資産	494,853	(資本金)	(5,772,621)
差入保証金	6,469,546	(資本剰余金)	(2,648,548)
その他の	130,651	(利益剰余金)	(6,100,139)
貸倒引当金	△5,358	(自己株式)	(△730,251)
		[その他の包括利益累計額]	[31,950]
		その他有価証券評価差額金	33,317
		退職給付に係る調整累計額	△1,367
		少数株主持分	3,543
		純資産合計	13,826,550
資産合計	27,929,163	負債・純資産合計	27,929,163

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日)
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		47,786,687
売 上 原 価		16,083,374
売 上 総 利 益		31,703,313
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,073,559
営 業 利 益		3,629,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,343	
受 取 配 当 金	2,080	
受 取 手 数 料	118,105	
補 助 金 収 入	19,772	
違 約 金 収 入	8,407	
そ の 他	16,851	178,561
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79,816	
支 払 手 数 料	14,936	
そ の 他	11,370	106,123
経 常 利 益		3,702,191
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,474	
収 用 補 償 金	88,460	98,934
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	53,026	
減 損 損 失	359,357	
そ の 他	15,314	427,698
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,373,427
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,385,331	
法 人 税 等 調 整 額	19,227	1,404,558
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,968,868
少 数 株 主 利 益		305
当 期 純 利 益		1,968,563

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,772,621	2,774,083	4,629,307	△356,826	12,819,185
会計方針の変更による累積的影響額			6,351		6,351
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,772,621	2,774,083	4,635,659	△356,826	12,825,537
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△504,083		△504,083
当 期 純 利 益			1,968,563		1,968,563
自 己 株 式 の 取 得				△599,960	△599,960
自 己 株 式 の 処 分		△125,535		226,535	101,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△125,535	1,464,480	△373,425	965,519
当 期 末 残 高	5,772,621	2,648,548	6,100,139	△730,251	13,791,057

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	11,413	△14,277	△2,863	3,237	12,819,559
会計方針の変更による累積的影響額					6,351
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,413	△14,277	△2,863	3,237	12,825,911
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△504,083
当 期 純 利 益					1,968,563
自 己 株 式 の 取 得					△599,960
自 己 株 式 の 処 分					101,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21,903	12,910	34,814	305	35,119
当 期 変 動 額 合 計	21,903	12,910	34,814	305	1,000,639
当 期 末 残 高	33,317	△1,367	31,950	3,543	13,826,550

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

魚鮮水産株式会社

株式会社紅フーズコーポレーション

めっちゃ魚が好き株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称

関連会社

中部チムニー株式会社

持分法を適用していない理由 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社紅フーズコーポレーションの決算日は9月30日であります。

連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② たな卸資産

商 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 8年～41年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

長期前払費用

定額法

主な償却期間 3年～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年から20年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。

以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が9,869千円減少するとともに、利益剰余金が6,351千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

前連結会計年度において「有形固定資産」に掲記しておりました「車両運搬具」は当連結会計年度において新たに「船舶」が発生したため、「船舶」と合わせて「船舶及び車両運搬具」として表示することと致しました。

損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

14,634,282千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	19,340,800	-	-	19,340,800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	358,500	189,200	202,000	345,700

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の内訳は、取得による増加189,200株であります。

自己株式の減少数の内訳は、新株予約権の権利行使による減少202,000株であります。

3. 配当に関する事項

i 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年2月10日 取締役会	普通株式	284,734	15	平成26年 12月31日	平成27年 3月26日
平成27年8月6日 取締役会	普通株式	219,348	11.5	平成27年 6月30日	平成27年 9月1日

ii 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年2月10日 取締役会	普通株式	218,443	利益剰余金	11.5	平成27年 12月31日	平成28年 3月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びFC債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は、一ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

差入保証金は主に店舗の賃貸に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、FC債務及び未払金は一ヶ月以内の支払期限であります。

設備関係未払金及び長期設備関係未払金は、固定資産の割賦購入によるものであ

り、償還日は決算日後5年以内であります。また、全てが固定金利であり、金利の変動リスクは存在しておりません。

預り保証金は主に、フランチャイズ契約に係るものであり、フランチャイズの信用リスクによる影響を低減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,679,081	5,679,081	-
(2) 売掛金	495,967	495,967	-
貸倒引当金 (*1)	-		
(3) FC債権	495,967	495,967	-
貸倒引当金 (*1)	△90,038	382,713	
(4) 投資有価証券	382,713	382,713	-
(5) 差入保証金	115,910	115,910	-
資産計	6,469,546	6,419,994	△49,551
(1) 買掛金	13,143,218	13,093,666	△49,551
(2) FC債務	3,910,737	3,910,737	-
(3) 設備関係未払金	678,418	678,418	-
(4) 未払金	870,763	902,498	31,735
(5) 長期設備関係未払金	2,219,772	2,219,772	-
(6) 預り保証金	1,128,044	1,145,721	17,676
負債計	1,724,817	1,712,885	△11,931
	10,532,553	10,570,033	37,480

(*1) 売掛金及びFC債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) FC債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) FC債務 (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 設備関係未払金 (5) 長期設備関係未払金

設備関係未払金・長期設備関係未払金の時価については、元利金の合計額を、同様の借入取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 預り保証金

預り保証金の時価については、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（関係会社株式2,450千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 727円71銭

1株当たり当期純利益 103円41銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 101円82銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額

連結損益計算書上の当期純利益金額 1,968,563千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益金額 1,968,563千円

普通株式の期中平均株式数 19,035,918株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

当期純利益調整額 -

普通株式増加数 297,479株

(うち新株予約権) 297,479株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

ストック・オプション等関係

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

1. スtock・オプションの内容

決議年月日	平成22年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 26名
株式の種類及び付与数(注)1、2	普通株式 980,000株
付与日	平成22年12月3日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成24年12月2日～平成32年12月1日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為(以下「当社組織再編」という。)に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2 平成24年10月1日付株式分割(株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 ① 新株予約権者は、(ア)平成22年3月24日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社(以下「グループ主要株主等」という。)が、グループ主要株主等に属さない第三者に対しその保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(以下「譲渡請求権」という。)を行使した場合、(イ)(i)グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合、(ii)譲渡請求権が行使されず、かつ(iii)当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、平成22年3月24日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合(但し、グループ主要株主等が保有する当社の株式が担保権の実行(任意売却を含む。)により処分される場合を除く。)、又は(ウ)当社の株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場(店頭登録を含む。)された場合、に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月(但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。)を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

③ 新株予約権の質入等の処分は認めない。

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

i ストック・オプションの数

決議年月日	平成22年12月1日
権利確定前	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後	
前連結会計年度末	508,000株
権利確定	-
権利行使	202,000株
失効	-
未行使残	306,000株

ii 単価情報

決議年月日	平成22年12月1日
権利行使価格	1株につき500円
行使時平均株価	2,728円
付与日における公正な評価単価	—

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、収益還元法、簿価純資産法及び類似会社比準法の折衷方法によっております。

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| i 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 772,650千円 |
| ii 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 | 450,095千円 |

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[8,003,276]	[流動負債]	[9,637,351]
現金及び預金	5,446,639	買掛金	3,853,220
売掛金	480,048	F C 債権	678,418
F C 債権	472,751	設備関係未払金	848,105
商貯蔵品	385,590	リース債権	215,864
前払費用	8,467	未払金	2,161,389
繰延税金資産	518,215	未払費用	226,689
その他の金	268,468	未払法人税等	744,852
貸倒引当金	562,950	前受金	6,249
	△139,855	預り金	136,417
[固定資産]	[19,560,026]	前受収益	65,854
(有形固定資産)	(5,572,332)	賞与引当金	80,698
建物	4,680,730	役員賞与引当金	24,500
構築物	2,653	資産除去債務	129,667
船舶	660	その他	465,424
車両運搬具	796	[固定負債]	[4,162,495]
工具、器具及び備品	316,730	長期設備関係未払金	1,071,802
リース資産	562,708	リース債権	374,249
建設仮勘定	8,054	退職給付引当金	144,140
(無形固定資産)	(6,560,942)	資産除去債務	802,610
のれん	6,519,189	預り保証金	1,724,317
ソフトウェア	30,934	その他	45,376
リース資産	6,336	負債合計	13,799,847
その他	4,481	純資産の部	
(投資その他の資産)	(7,426,752)	[株主資本]	[13,730,138]
投資有価証券	115,910	(資本金)	(5,772,621)
関係会社株式	407,232	(資本剰余金)	(2,648,548)
出資金	638	資本準備金	772,621
関係会社長期貸付金	17,790	その他資本剰余金	1,875,926
破産更生債権等	4,858	(利益剰余金)	(6,039,220)
長期前払費用	113,474	利益準備金	126,254
繰延税金資産	491,023	その他利益剰余金	5,912,965
差入保証金	6,280,207	繰越利益剰余金	5,912,965
その他	976	(自己株式)	(△730,251)
貸倒引当金	△5,358	[評価・換算差額等]	[33,317]
		その他有価証券評価差額金	33,317
資産合計	27,563,303	純資産合計	13,763,456
		負債・純資産合計	27,563,303

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日)
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,956,171
売 上 原 価		15,530,369
売 上 総 利 益		30,425,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,882,985
営 業 利 益		3,542,815
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,588	
受 取 配 当 金	2,080	
受 取 手 数 料	118,105	
補 助 金 収 入	19,772	
違 約 金 収 入	8,407	
そ の 他	27,996	189,950
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78,200	
支 払 手 数 料	14,936	
そ の 他	10,845	103,981
経 常 利 益		3,628,784
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,474	
収 用 補 償 金	88,460	98,934
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	52,756	
減 損 損 失	353,727	
そ の 他	15,314	421,798
税 引 前 当 期 純 利 益		3,305,920
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,354,143	
法 人 税 等 調 整 額	24,479	1,378,622
当 期 純 利 益		1,927,297

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	5,772,621	772,621	2,001,461	2,774,083
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,772,621	772,621	2,001,461	2,774,083
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△125,535	△125,535
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△125,535	△125,535
当 期 末 残 高	5,772,621	772,621	1,875,926	2,648,548

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高		75,846		4,533,808	4,609,654
会計方針の変更による累積的影響額		6,351	6,351		6,351
会計方針の変更を反映した当期首残高	75,846	4,540,160	4,616,006	△356,826	12,805,885
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	50,408	△554,491	△504,083		△504,083
当 期 純 利 益		1,927,297	1,927,297		1,927,297
自己株式の取得				△599,960	△599,960
自己株式の処分				226,535	101,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	50,408	1,372,805	1,423,214	△373,425	924,253
当 期 末 残 高	126,254	5,912,965	6,039,220	△730,251	13,730,138

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,413	11,413	12,810,946
会計方針の変更による累積的影響額			6,351
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,413	11,413	12,817,298
当期変動額			
剰余金の配当			△504,083
当期純利益			1,927,297
自己株式の取得			△599,960
自己株式の処分			101,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	21,903	21,903	21,903
当期変動額合計	21,903	21,903	946,157
当期末残高	33,317	33,317	13,763,456

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数

建 物 8年～41年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては20年の定額法により償却を行っております。

また、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

長期前払費用 定額法

主な償却期間 3年～5年

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が9,869千円減少するとともに、利益剰余金が6,351千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,478,113千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	17,157千円
短期金銭債務	185,168千円
長期金銭債権	17,790千円
3. 役員等に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債務	25,830千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物 工具、器具及び備品 リース資産	埼玉県蓮田市 豊丸水産 蓮田西口店他 合計30店舗
店舗	建物 工具、器具及び備品 リース資産	広島県広島市中区 魚鮮水産 広島胡町店他 合計14店舗
本社事務所	建物 工具、器具及び備品	東京都墨田区

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。豊丸水産 蓮田西口店他合計30店舗につきましては閉店を決定したため、魚鮮水産 広島胡町店他合計14店舗につきましては、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値（割引率3.05%～4.65%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。

また、移転が決定している本社事務所について、利用が見込めなくなった資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は建物315,960千円、工具、器具及び備品19,146千円、リース資産18,044千円、その他576千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	947,312千円
営業収益	49,772千円
営業費用	20,477千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	324千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	358,500	189,200	202,000	345,700

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の内訳は、取得による増加189,200株であります。

自己株式の減少数の内訳は、新株予約権の権利行使による減少202,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(イ) 流動の部

(繰延税金資産)

賞与引当金	26,678千円
未払事業税	61,818千円
未払事業所税	15,497千円
貸倒引当金	43,450千円
法定福利費	8,928千円
資産除去債務	42,868千円
前受収益	21,767千円
未払金	32,109千円
その他	15,350千円
計	268,468千円

(ロ) 固定の部

(繰延税金資産)

退職給付引当金	46,597千円
長期未払金	8,332千円
長期前受収益	5,590千円
一括償却資産	28,066千円
減価償却超過額	201,797千円
資産除去債務	257,296千円
その他	6,634千円
計	554,315千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△47,425千円
その他有価証券評価差額金	△15,866千円
計	△63,291千円
繰延税金資産の純額	491,023千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別内訳

法定実効税率 (調整)	35.6%
住民税均等割	0.5%
のれん償却額	5.0%
役員賞与引当金	0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.2%
税額控除	△1.6%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.0%、平成29年1月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が、71,520千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が、73,183千円、その他有価証券評価差額金が1,662千円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	和泉 學	当社代表 取締役会長兼 社長	(被所有) 直接3.3	—	ストック オプション の権利行使	12,000 (24千株)	—	—

(注) 取締役会（平成22年12月1日）の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	724円 57銭
1株当たり当期純利益	101円 24銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	99円 68銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益金額	1,927,297千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	1,927,297千円
普通株式の期中平均株式数	19,035,918株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

当期純利益調整額	-
普通株式増加数	297,479株
(うち新株予約権)	297,479株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チムニー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チムニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制につきましては、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月10日

チムニー株式会社 監査役会
常勤監査役 中原 慎 一 ㊟
社外監査役 越 仲 信 雄 ㊟
社外監査役 三 浦 千 春 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を以下の通り変更したく存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行役員等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間においても責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第29条(取締役の責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 当社の事業年度は、1月1日から12月31日までの1年と定めておりますが、親会社である株式会社やまやと決算期を統一することで、経営全般にわたり効率的且つスピーディーな事業運営を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第9期事業年度は、平成28年1月1日から平成29年3月31日までの15か月となることなどに伴い、経過措置として附則を設けるものです。

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第40条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

現行定款	変更案
<p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当基準日) 第43条 (条文省略) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当基準日) 第43条 (現行どおり) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 第20条1項の規定にかかわらず、平成28年3月23日開催の第8期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第9期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 第2条 第41条の規定にかかわらず、平成28年1月1日から始まる第9期事業年度は、平成29年3月31日までの15か月間とする。 第3条 第43条2項の規定にかかわらず、第9期事業年度の中間配当の基準日は平成28年6月30日とする。 第4条 平成28年3月23日開催の第8期定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、第9期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 第5条 本附則は、第9期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</p>

第2号議案 取締役13名選任の件

現取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	やま うち ひで はる 山 内 英 靖 (昭和37年11月15日生)	昭和60年4月 ㈱やまや入社 昭和60年12月 同社取締役仙台支店長 昭和63年7月 同社取締役貿易部長 平成6年10月 同社取締役経営企画室長 平成11年4月 同社取締役営業部長 平成11年6月 同社常務取締役営業部長 平成14年6月 同社専務取締役営業本部長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任) 平成26年3月 チムニー㈱取締役 平成27年3月 当社取締役相談役 (現任)	-
2	い ずみ まなぶ 和 泉 學 (昭和21年6月6日生)	昭和45年4月 ジャスコ㈱(現イオン㈱)入社 昭和54年4月 ㈱コックドールジャスコ(現㈱イオンイーハート) 出向 平成2年11月 旧チムニー㈱代表取締役社長 平成22年9月 当社代表取締役社長 平成27年3月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 (現任)	633,400株
3	ね もと ひろ ぶみ 根 本 博 史 (昭和46年11月9日生)	平成8年4月 旧チムニー㈱入社 平成22年9月 当社執行役員管理本部訓練部長 平成23年1月 当社執行役員営業統括本部第4事業本部部長 平成24年1月 当社執行役員人事総務本部長 平成25年1月 当社執行役員東日本事業本部長 平成26年1月 当社執行役員営業統括部長 平成26年3月 当社取締役常務執行役員営業統括部長 平成27年1月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 平成28年2月 当社取締役常務執行役員直営営業担当兼新業態開発担当 (現任)	36,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
4	おぎ 荻 野 大 輔 (昭和43年4月16日生)	平成3年4月 国際証券㈱(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)入社 平成5年7月 レイホー産業㈱入社 平成19年5月 AIU保険会社入社 平成20年8月 旧チムニー㈱入社管理本部総務部長 平成21年1月 旧チムニー㈱管理本部人事総務部長 平成22年9月 当社管理本部人事総務部長 平成23年1月 当社人事総務本部長代行 平成23年8月 当社執行役員人事総務本部長代行 平成24年1月 当社執行役員西日本事業本部長 平成24年6月 当社執行役員FC事業本部長 平成25年1月 当社執行役員首都圏事業本部長 平成26年3月 当社取締役執行役員人事部長 平成27年1月 当社取締役執行役員管理担当 平成28年2月 当社取締役常務執行役員経営管理担当兼人事担当兼店舗開発担当(現任)	29,700株
5	い 伊 藤 浩 之 (昭和44年9月18日生)	平成7年4月 テンアライド㈱入社 平成16年2月 旧チムニー㈱入社 平成24年1月 当社執行役員東日本直営事業本部長 平成25年1月 当社執行役員西日本事業本部長 平成26年3月 当社執行役員中国・九州事業部長 平成27年1月 当社執行役員商品部長 平成28年2月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新業態開発担当(現任)	6,200株
※ 6	やま 山 内 英 房 (昭和9年9月27日生)	昭和45年11月 ㈱やまや設立 同社代表取締役社長 平成9年7月 やまや商流㈱代表取締役社長(現任) 平成13年6月 ㈱やまや代表取締役会長(現任)	-
※ 7	やま 山 内 一 枝 (昭和12年11月12日生)	昭和45年11月 ㈱やまや取締役副社長 平成18年6月 同社取締役副会長(現任)	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
8	こ ばやし たくみ 小 林 巧 (昭和31年10月7日生)	昭和54年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 平成16年3月 (株)マイカルカンテボーレ代表取締役 社長 平成19年4月 旧チムニー(株)入社 平成22年9月 当社取締役常務執行役員直営事業本 部長 平成23年1月 当社取締役上席執行役員参謀本部長 平成24年1月 当社取締役常務執行役員経営企画本 部長 平成24年6月 (株)紅フーズコーポレーション代表取 締役社長 (現任) 平成25年1月 当社取締役常務執行役員関連企業本 部長 平成25年7月 新業態準備(株) (現めっちゃ魚が好き (株)) 代表取締役社長 (現任) 平成26年1月 当社取締役常務執行役員関連企業統 括部長 平成27年1月 当社取締役常務執行役員関連事業担 当兼関連企業部長兼海外プロジェクト担 当 平成28年2月 当社取締役執行役員コントラクト事 業部長 (現任)	23,900株
※ 9	てら わき つよし 寺 脇 剛 (昭和38年3月23日生)	平成16年7月 (株)マイカルカンテボーレ入社 平成20年11月 チムニー(株)入社 平成21年12月 当社関西事業部長 平成22年6月 当社関西・四国事業部長 平成23年1月 当社店舗サポート部長 平成23年7月 当社FC事業部長 平成25年7月 当社執行役員FC事業本部長 平成26年1月 当社執行役員FC事業部長 平成27年1月 当社執行役員事業推進部長 平成28年2月 当社執行役員FC事業部長 (現任)	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
※ 10	あ べ ま こ 阿 部 真 琴 (昭和47年1月26日生)	平成10年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成25年10月 チムニー㈱入社 管理本部長 平成26年1月 当社経理部長 平成26年3月 当社執行役員経理部長（現任）	-
11	よ し な り あ き ひろ 吉 成 章 博 (昭和45年10月18日生)	平成6年4月 ㈱サンクスアンドアソシエイツ（現 ㈱サークルKサンクス）入社 平成13年2月 ㈱ハナマサ入社 平成16年9月 旧チムニー㈱入社 平成22年9月 当社執行役員経営企画室長兼管理本部長 平成23年4月 当社執行役員経理部長代行兼財務部長 平成24年1月 当社執行役員経理部長 平成25年1月 当社執行役員管理本部長 平成26年1月 当社執行役員管理統括部長 平成26年3月 当社取締役執行役員管理統括部長 平成27年1月 当社取締役執行役員FC事業部長 平成28年2月 当社取締役社長付部長（現任）	20,000株
12	さ とう こう や 佐 藤 浩 也 (昭和41年8月31日生)	平成元年4月 ㈱やまや入社 平成15年6月 同社取締役営業部長 平成18年6月 同社執行役員営業部長 平成19年6月 同社常務執行役員営業部長 平成25年6月 同社取締役専務執行役員営業部長（現任） 平成27年3月 当社取締役（現任）	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
13	うめ ぼやし けい 梅 林 啓 (昭和41年12月16日生)	平成3年4月 東京地方検察庁 検事 平成10年4月 法務省刑事局付 検事 平成11年7月 在イギリス日本国大使館一等書記官 (外務省出向) 平成14年8月 法務省刑事局付 検事 平成15年4月 千葉地方検察庁 検事 平成16年8月 法務省大臣官房秘書課付 検事 平成17年1月 内閣官房副長官秘書官 平成19年2月 検事退官 平成19年3月 弁護士登録 西村あさひ法律事務所 入所 平成22年1月 西村あさひ法律事務所 パートナー (現任) 平成26年1月 独法)日本スポーツ振興センター 「スポーツ指導における暴力行為等 に関する第三者相談・調査委員会」 委員 (現任) 平成26年4月 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講 師 (現任) 平成27年3月 当社取締役 (現任)	-

- (注) 1. ※印は新任取締役候補であります。
2. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
3. 梅林啓氏は社外取締役候補者であります。
4. 梅林啓氏につきましては、これまでの検事、弁護士としての経験を活かし、法律専門家として客観的に当社の企業運営に対する意見を頂戴したいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- また、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
5. 山内英靖氏、山内英房氏、山内一枝氏、佐藤浩也氏は㈱やまやの取締役を兼務しており、同社は当社の親会社であります。
6. 山内英靖氏、山内英房氏、佐藤浩也氏はやまや商流㈱の取締役を兼務しており、同社は㈱やまやの子会社であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役中原慎一氏、同越仲信雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なか ほん しの いち 中原 慎 一 (昭和25年5月13日生)	昭和49年4月 山一証券㈱入社 平成5年4月 同社事業法人第一部長 平成10年4月 メリルリンチ日本証券㈱入社 平成13年3月 ㈱ジャスダック入社 平成16年6月 同社上場部長 平成18年1月 イー・アソシエイツ㈱取締役 平成24年3月 当社監査役(現任) 平成27年3月 当社常勤監査役(現任)	-
2	こし 越 なか 仲 しの 信 雄 越 仲 信 雄 (昭和24年8月25日生)	昭和43年4月 札幌国税局総務部 平成19年7月 向島税務署署長 平成20年7月 荒川税務署署長 平成21年10月 越仲信雄税理士事務所所長(現任) 平成25年3月 当社監査役(現任)	-

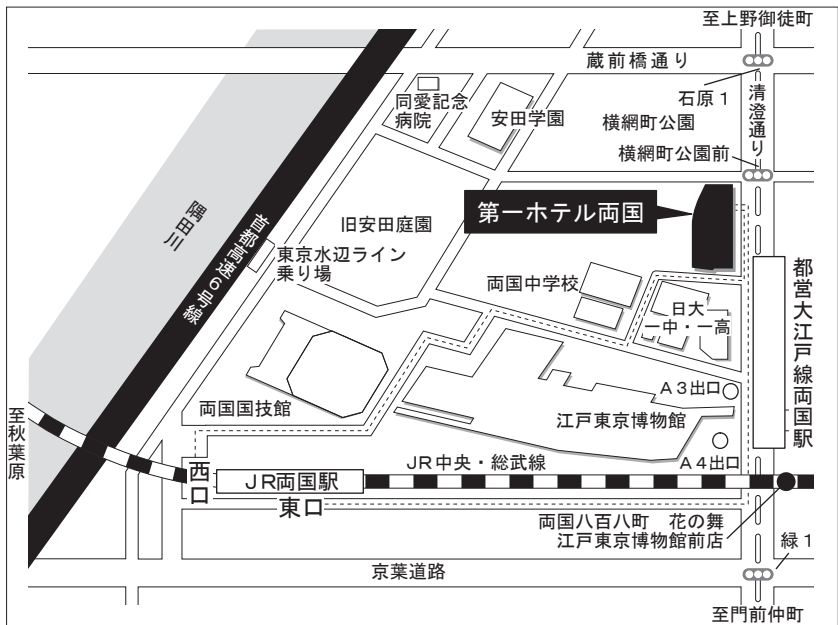
- (注) 1. 中原慎一氏及び越仲信雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中原慎一氏及び越仲信雄氏は社外監査役候補者であります。
3. 中原慎一氏及び越仲信雄氏を社外監査役候補者とした理由
中原慎一氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引続き実業界での実務経験に基づく高い見識を基に、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断して社外監査役候補者とするものであります。越仲信雄氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引続き税務会計の専門家としての実務経験に基づく高い見識を基に、当社経営の妥当性、適正性を確保するための役割を果たして頂けるものと判断して社外監査役候補者とするものであります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は、本総会において両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社は、中原慎一氏及び越仲信雄氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。本総会において、両氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 清澄



- JR総武線各駅停車両国駅 東口・西口から徒歩6分
- 都営大江戸線両国駅A1出口直結